

研究会・同好会の育成・促進に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学術・研究及び福利厚生において、会員が企画実行する活動を支援し、これを育成・促進することを目的とする。

(申 請)

第2条 会員が、研究会及び同好会活動の支援を希望する場合には担当理事を通じて申請を行うこととする。

2 申請は年度毎に行い、名称、代表者名、内規、活動目的、経費等を記載した申請書（第3号様式）を会長あてに提出することとする。

3 申請にあたっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 目的及び内容が本会の趣旨に反しないこと。

(2) 活動の参加者を広く会員に募ること。

(3) 活動費は原則として参加者の負担とする。

(審 査)

第3条 申請は、理事会で審議し承認する。

2 理事会が認めた場合は、活動費を助成することができる。

(報告及び監査)

第4条 代表者は、年度毎に担当理事に活動報告を書面にて提出すること。

2 担当理事は、活動内容の監査を行い理事会に報告することとする。

(支援の停止)

第5条 活動内容及び活動報告に疑義がある場合には、活動の停止、助成の停止及び助成金の返還を求めることができる。